第５号様式（第９条関係）

管理計画認定マンションの管理に関する改善命令書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　様

鎌ケ谷市長

　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第５条の９の規定により、速やかに改善するよう下記のとおり命じます。

記

１　認定年月日及び認定コード
認定年月日
認定コード

２　認定に係るマンションの名称及び所在地

　　名称

　　所在地

３　改善内容

４　改善の期限

教示

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、鎌ケ谷市を被告として（訴訟において鎌ケ谷市を代表する者は市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に関する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。